

制度的政教分離と心情的政教融合

十八世紀後半アメリカ社会における政教関係

齋藤 眞

はじめに

政教関係といった場合に、三つぐらい類型ができるのではないかと思います。一つは国家が特定の宗教の教派の教会を公定する、要するに財政的援助を与えたりして公定する、エスタブリッシュするという公定教会制 (established church) です。もう一つはその反対の政教分離ということ、国家は宗教には一切関係しない、逆にいえば信教の自由を前提としているという政教分離制です。普通この二つなのですが、ことにアング

ロ・アメリカンでは普通この二つ、公定教会制と政教分離ということで議論されますが、私はどうもそれだけでは政治と宗教の問題を論ずるには足りないのではないかと。制度的には明らかに分離だけでも、政治と宗教というものが何となく入り混じる、ことに何となく心情的、少し妙な表現ですが、エモーショナルあるいはサイコロジカルとでも申しますが、制度的にははっきり分かれているが、心情的には何となく結びあっているという意味で政教融合、特にアメリカのことを考える場合には、そういう側面から考えることは必要

ではないかということで、政教融合という言葉を使わせていただいたわけです。今日はそういう前提のもとで、だいたい植民地時代の後半、十八世紀半ば、要するに植民地がイギリス本国に対して独立しだす、独立を考え出すその時代から連邦憲法制定ぐらいまでのことをお話しさせていただこうと思った次第です。

一 独立前・植民地時代における多文化性

まず、植民地時代においてもアメリカ社会の特殊性は、やはり多文化性ということにあったと思います。多文化性というと、一九八〇年代から多文化主義ということが大いに言いはやされましたが、実は植民地時代からアメリカ社会自体は多文化社会であり、多文化性が前提になっていたのです。しかし同時に、多文化社会であるがゆえに、他方でいかにしてそれを統合するかという側面もまた重要で、そういう意味でアメリカのことを考える場合に、一方で多文化、他方で統合、多文化性と統合という緊張、何となく矛盾しているのだが、他方どこかで融合しているということが意識さ

れております。

そこでまず最初に、植民地時代のアメリカ社会の多文化性について少し考えてみたいと思います。まず、英帝国といっても英帝国自体についての理解がイギリスとアメリカとは違う。イギリスの場合には、本国が上であり、その下に諸植民地があり、本国がそれを支配している。もっと実体的にいえば、イギリスの議会というのはイングランドないしグレイト・ブリテンの議会ではあるが、その議会は植民地のヴァージニアとかマサチューセッツの内政についても、議決権を、法律制定権を持つているという解釈をしていました。そういう英帝国の構造解釈に対して、植民地人の方は、いや、そうじゃない、イギリスという国も、ヴァージニアもマサチューセッツも皆同列なのだ。ただそれが英国王、これはジョン・アダムズが言った言葉ですが、グレイト・ブリテンの国王は同時にヴァージニアの国王であり、あるいはロードアイランドの国王でありと言い、国王というものを絆にして英帝国が構成されている、そういう意味で一種の複合帝国(Compound Empire)である。

エンパイアという言葉の意味が、本国が植民地を支配しているのではなくて、植民地も本国も含めて、それが複合的な関係にあり、ただ一人の王を同時に国王としておられるということまでまとめられているという解釈でありました。

そういうことで、一七六三年に七年戦争が終わって、イギリスが財政的困難から植民地に対しても課税しよう、それに対して植民地が反発するという状況から、次第に対立、抗争が出てくるわけです。その場合に私が非常に面白いと思つたのは、エドモンド・パークがイギリス議会で演説をして、彼は英帝国の構造に関しては、法律的にはイギリス議会はアメリカにあるいくつかの植民地に対しても法律制定権は持っている、それは前提ではあるが、実際にはそれを行使しない方が賢明であるということ、一七七五年イギリス議会で演説いたします。その演説の中で、パークは“natural constitution”、「自然の構造」という言葉を使つたのです。彼の演説を読みますと、われわれイギリス人と彼らアメリカ人との間には三千マイルの波荒い海が横たわつ

ている。この距離が結果的にイギリスの植民地に対する統治を弱めるということは、いかなる工夫をもつても避けがたい。イギリスが何か決めてもそれが実際に実行される間には、波は逆巻き月日は経ち……という演説をやつて、「自然の構造」という言葉を使つたのです。要するに三千マイルの海があるから、仮にイギリスの議会が植民地に対して統治権を持つても、それを実際に行使するわけにはいかない、あまり植民地の内政に干渉しない方が利口だ。つまり、権利があるかないかの問題ではなくて、実際にそれが有効に行使できるかどうかの問題だと、現実主義的な保守主義者としての見解であり、賢明な判断だと思えます。パークは「自然の構造」というものをもつて、イギリスとアメリカとの関係、英帝国の構造を考えただけです。言葉を換えていえば、しかるべくアメリカの諸植民地の自治というものを許した方がよいということでした。

ところで、アメリカの植民地という言葉は私も今使いましたが、そんなものがあるのか。要するに、アメリカン・コロニーという言葉がよくてきますが、単

数のアメリカン・コロニーなんていうものは存在しないわけです。イギリスとアメリカとの関係で「自然の構造」があるように、アメリカの中でも諸植民地間に「自然の構造」がある。要するに、北はニューハンプシャーから南はジョージアまで、南北にわたる広い空間にあつて、その間の統一性というのはあるのか。そういう意味で、一つのアメリカ植民地というものは正式にいつて存在しないし、実感的にも存在しなかった。十三の植民地の間は非常に多様でした。例えば、経済的に南がプランテーションのような大農園制をとつても、北の方は小農場しかできない、あるいは商業、小工業だとかいうことで経済構造も違ふし、人間的にも移住者は同じイギリス人であつても違います。例えば宗教的にも南部の場合にはイギリス国教会が公定教会となります。一六〇七年、はじめてアメリカに植民地ができたのはヴァージニアですが、その時代から一貫してイギリス国教会が、ヴァージニアの植民地の中で公定化されていたという状況で、大体南部の諸植民地はそうです。

ところが、ニューヨークあたりに行くと、オランダ領であつたこともありますから、オランダ改革派教会が勢力を占めることもあります、さらに北に行けば、ニューヨークランドの会衆派教会がエスタブリッシュされている。あるいは、中部に戻りますが、ペンシルヴェニアはクエーカーのウイリアム・ペンが先頭に立つて移住し、クエーカーが多く、したがつて信教の自由があり、いろいろな教派がそこに混在しているというふうなことで、同じアメリカの植民地といいますが、実態は植民地間でかなり違います。そういう意味で、アメリカの中にも「自然の構造」により、多様化・多文化性が存在するというのが事実です。

そこで一つ例として、前にも述べましたけれどもヴァージニア植民地を考えると、一六〇七年に入つてきたときからイギリス国教会がエスタブリッシュされていた。ところが、イギリス国教会の牧師というのは、ロンドンの主教の任命を受けないと牧師になれない、資格を得られないということで、結局イギリスから来る牧師も数が少ないし、アメリカからわざわざイギリス

へ行つてロンドン主教により資格を受けてまた戻つて来るといふのも少ない。といふことで牧師の人数が少ないのみならず、もの本によればその質もあまり良くなかつたようです。しかもヴァージニアといふのは広大な空間ですから、そこに教会が点在するといふことで、公定教会制はとつたけれども、形式的にはいざ知らず、實質的にイギリス国教会の信者であつたといふ人はそれほど多くない。ついでながら、ジョージ・ワシントンもトマス・ジェファソンもノミナルには、公定教会としてのイギリス国教会の会員です。ただし、實際的にはあまり関心を持っていなかったといふところでは。

したがつて、やがてヴァージニアの北の方にはメソジストとかバプティストが入つてくるし、そういう人たちが独自に教会を作つても、イギリス国教会系としてはどうしようもないのです。といふことで、公定教会制度の下で寛容制がとられているといふ状況で、それがやがてだんだん進んでジェファソンのような啓蒙主義派の人たちの間から、寛容からさらに一歩進めて

信教の自由を認めようではないかといふ動きが出てきます。ついでながらジェファソンは民主主義、デモクラシーの人といふイメージが強いかと思ひますが、彼の家に行きましたが、モンテイチエロといふ小高い丘の上にある豪壯な邸宅で、ヨーロッパであれば完全に貴族の豪邸のような華麗な豪壯さで、これだけの邸宅を維持するのに黒人奴隷が何人必要だろつかなんて余計なことを考えました。彼は思想的には民衆のことを考えていましたが、實際的には民衆のことは分かつていなかったのではないかとも思われます。

それは別として、これもアメリカの「自然の構造」の特殊性ですが、各植民地は別個に独立するので。例えば、ヴァージニアは、いわゆる独立宣言の前に独立します。そこでヴァージニア憲法を作り、権利の章典を作り、そこに信教の自由ということがはっきり謳われています。権利の章典の中で「すべての人びとは良心の命ずるところにしたがつて自由に宗教を信仰する平等の権利を享有する」といふことを一七七六年六月に決めていたわけです。

少し視点を変えてアメリカ全体をみた場合に、これは一七四〇年代、十八世紀前半の終わり頃なのですが、アメリカ全土にわたって、いわゆるリバイバル、信仰復興運動があちこちで盛んになります。その場合に、教会の中でリバイバルが行われるだけではなくて、教会の外でもリバイバル活動が行われる。教会の牧師が教会の中で教会員に語ってみんなを回心させる、あるいは回心したものがさらに熱心な信者になるという面もありますが、むしろ一定の教会に結びついた牧師でない巡回牧師、例えばイギリスのホイットフィールドのような牧師、説教者が各地を訪れるのです。そういう人たちが街頭や野原で説教し、それを民衆が聞きに来る。そこで説教者と民衆の間で相互反応が起きるということ、民衆も発言して、中には平信徒、教会員ではあるけれども牧師ではないような人たちが、自分で野原や街頭に立って説教するというようなことが起こる。ということ、民衆の信仰心・宗教心が非常に盛んになる時代があります。それが大覚醒（Great Awakening）といわれておりますが、その余韻が十八世

紀後半まで残っているのです。目に見えるものではないかもしれないが、そういう民衆の間の宗教心・信仰復興心のようなものが残っていたのではないか。

一方、本国とアメリカにある植民地との間の関係というのは、一七六三年に七年戦争が終わって、イギリスとフランスとの間の大戦争が終わります。本国はカナダにおけるフランスの脅威がなくなったのだから、植民地も感謝してしかるべきであるという思いがあるわけです。それで植民地にも課税して税金を取るう、それで財政困難を緩和しようというので、植民地に課税いたします。有名な印紙税法とかいろいろ出てくるわけです。それに対する反発が植民地の間から出てきます。その時に例の「代表なければ課税なし」ということが主張されるわけです。イギリス議会は植民地に対する課税権があるといても、アメリカ側はイギリス議会に代表を送っていないのだから、イギリスには植民地に対する課税権はないと主張する。それに対してイギリス側は実質的な代表（virtual representation）ということがあり、イギリス内でも代表を送ってないこと

るが課税されているではないかと反論する。だけど、三千マイルの海と、何マイルか知りませんがロンドンとイギリス内のマンチェスターとの間の距離とでは比較にならない。そこでも「自然の構造」の問題で、本国に課税権はないという植民地側の主張がだんだん強まってきました。やがて単に課税権があるなしの問題からさらに進んで、植民地はもう本国から分離してもよいのではないかという空気が一七七五年くらいから出てきます。

しかし、アメリカ人というのは、元来、ドイツから来た人もフランスから来た人もいますが、圧倒的にイギリスから来た人が多いわけです。そういう意味で、イギリスから分離することはイギリス人であるというアイデンティティを捨てるということになります。元来、先住民を別とすれば、アメリカ人というのは存在しないのです。いるとすればヴァージニア人、マサチューセツ人などがあるわけですが、イギリス人であることをやめてアメリカ人になるというのは、これはかなり心理的な抵抗があるわけで、その辺が複雑な心理状

態ではなかったかと思えます。そういう雰囲気の中で影響を与えるのが『コモン・センス』(Common Sense)といわれるトマス・ペインのパンフレットですが、これは本文が百ページくらいのごく薄いもので十万部売れたとか三十万部売れたとかいう話があります。文字通り常識的なことを書いています。トマス・ペインというのは啓蒙主義者であって、あまりキリスト教とは関係ない人です。ところが一つ面白いと思ったのは、君主制を否定するところで、彼は旧約聖書のサミュエル書を引用するのです。長々とサミュエル書に基づいて君主制を否定しているところがある。それから本文のなかでも神が出てくるのです。例えば、これも「自然の構造」に関連するのですが、「全能の神がイギリスとアメリカとの間に設けた距離でさえも、イギリスのアメリカ支配は断じて神の意図ではなかったことを示す有力な自然の証拠である」と、やはりここでも三千マイルの海が出てくるわけです。パークとペイン、相互対立の相手方ですが、「自然の構造」では似ているところがある。ともあれ、この影響があつて、そこで

神という言葉が出てくる、あるいは聖書の引用が出てくるといふのは、理神論者のペインが、ある程度大覚醒後の民衆の動向を考えて、そういう表現を使ったのではないかという感じがいたします。

二 独立宣言…政治的文書と宗教的表現

上に述べたように、一つのアメリカ植民地というものは存在せず、ヴァージニアとかマサチューセッツとかがある。しかし、イギリスを相手にするときに各植民地がばらばらにやっても勝ち目はない。そうなると、何かまとまる方法はないか、そこで多文化に対する統合の面が必要となります。それで一応植民地間の会議を開こうというので大陸会議（Continental Congress）という各植民地の代表が集まって相談する会議が開かれます。要するに広い空間を代表して集まった代表たちが、互いに相談して、一定の方針を決める会議を一七七四年の六月頃から開きます。なお、イギリス兵とアメリカ兵とが衝突し、戦争状態になりますが、やはり各植民地の民兵ではやっていけない。民兵というのはヴァジ

ニアならヴァージニアの中でしか動きませんから、アメリカ各地で戦闘が起こった場合にあちこち移動できるような軍隊でないと困るというので、民兵と別に大陸軍（Continental Army）というのを作ります。アメリカ大陸全体で行動できるような軍隊で、その総司令官にジョージ・ワシントンが任命されます。ともあれ大陸会議を開いて、やがてやはりイギリスとは分離した方がよいというので、独立の決議を一七七六年七月二日にいたします。この独立した方がよいというには、独立したら自分たちアメリカだけではイギリスに対抗できないから、フランスを引き入れようというので、独立国としてフランスと同盟を結ぶという考えもあります。さらに、もはやばらばらの植民地ではやっていけないから、連合体を作ろうというので連合（Confederation）という組織を考える。その三つの決議がなされます。

ただ当時、ジョン・アダムズによれば、アメリカに住んでいる人びとのうち三分の一はもうイギリスから分離した方がよいという独立賛成、あとの三分の一は

依然として自分たちはイギリス人だ、イギリス国王に忠誠であるロイヤリスツだということで独立反対、あとの三分の一はどっちつかずの人びとだという情勢でした。そこで、なんとしてもアメリカ人に独立せざるをえないということをお納得させなければならぬというので、独立の決議と別に、独立についての一つの声明を出そう、それを準備せよということで起草委員会が作られます。ジェファソン、アダムズ、フランクリン、

シャーマン、リビンググストンの五名で起草委員会が組織されました。ジェファソンはヴァージニア、南部出身です。アダムズはニューイングランド、北部です。フランクリンはちょうど真ん中辺のペンシルヴェニアです。ジェファソンはこの時三十三歳ですが、フランクリンは七十歳でした。その五人とも大陸会議の議員ですが、誰がそういう文章を起草するかを相談の結果、ジェファソンが若いし文章もうまいから草案を書けということになりました。草案を書いて、それにアダムズとフランクリンとが注文をつけるわけです。それは別として、独立宣言といういかにも独立を宣言する

みたいですが、それはもう独立を七月二日に決議しているの、七月四日の「独立宣言」は、独立についての理由の声明であって、独立を宣言するものではないのです。

もう一つ、この文章は誰を相手にしているのか。この文章の中に *world* という言葉が多いものですから、有名な独立宣言研究者のカール・ベッカーなどによる「世界に向かって」というような解釈がありますが、世界に向かってではなくて、やはりアメリカの民衆に向かったの声明であるというふうに考えるべきではないかと思えます。

そこを考えると、実はようやく本論に入るみたいですが、この文章は、独立を宣言するのではなくて、独立についての声明ですから非常に長いものです。そのなかに四つほど宗教的表現があるのです。調べてみると、ジェファソンが書いた草案には“nature's God”、“自然の神”、しかもそれは“those of nature and of nature's God”、“自然法および自然の神の法”という文で、これはジェファソンが書いているのです。これは自然法主

義という点から、"nature's God"というのは自然にでてくるのだと思います。最終文には、その他"their Creator"とか、"the supreme Judge of the world"とか、"a firm reliance on the protection of divine Providence" という宗教的表現が出てきます。前文にあたる初めの方に"nature's God"; "God"; "their Creator"とあります。なお文章の構造からいいますと、独立宣言の中間の長いところは英国王はいかにアメリカ人民に対して専制的な行動を行ったかということを具体的に縷々と述べた説明です。今読んでは何のことを言っているのか判りにくいですが、二十六箇条書いてあります。当時の人がおそらく、これは自分も経験したといった事実がならべたのであるのです。例えば、英国王が勝手に軍隊をアメリカ人の民家に宿営させたとあります。おそらく読んだ人の中には「わが家にも無理してイギリスの兵隊を泊めざるをえなかった」というようなことで、具体的に、実感をもって読んだ人が多かったと思います。それから最後の方で、いよいよ独立というところに二つ宗教的な表現が出てまいります。

宗教的表現が出てくる前後関係をいいますと、「自然の神」("nature's God")というのは、ちよつと訳文でいきますと「地上の各国の間にあつて、自然の法や自然の神の法によつて本来当然与えられるべき独立・平等の地位を主張しなければならなくなる場合がある」。これは前文のところですよ。続いて「すべての人間は創造主(Creator)によつて、誰にも譲ることのできない一定の権利を与えられている。これらの権利の中には、生命、自由、そして幸福の追求(Life, liberty, and the pursuit of happiness)が含まれる」というのが出てきます。それから、先ほどふれた英国王非難の箇条書きがならび、そして終わりのほうで「これらの連合した諸植民地は、それぞれ自由にして独立な国家であり、また権利として当然そつあるべきものである」ということを声明することを、「世界の最高の審判官」(the Supreme Judge of the world)に訴え、最後に「我々は神の摂理の加護(the protection of divine Providence)を信じ、この宣言を支持するため、互いに、おのが生命、おのが財産、おのが尊き名譽を捧げ合つたことを誓つものである」とあります。

このように四力所宗教的表現が出てきます。これはジェファソン自身草案を書いたとき、あまり考えてはいなかったと思われる。その後で草案をアダムズとフランクリンがみて、直すことを示唆し、最終的には大陸会議が修正し、追加したわけです。誰がこう直せと言ったか、こう加筆しなさいと言ったかははっきりしないのです。私の想像では、フランクリンが当時痛風の病身でしたが、示唆した面もあるのではないかと。というのは先ほど申し上げたように、ジェファソンはヴァージニアの大プランターで、実感的に彼に民衆の声はどこまで伝わっていたかは問題です。それに対して、フランクリンは貧しい家の生まれで、民衆の間で育って民衆の感覚を持っている。そういう意味でフランクリンはこういう言葉を入れた方が、独立するのだということを民衆に訴えるには役立つのではないかということを考えて、上のような宗教的表現を入れることを示唆したのではないか、これは私の想像です。

そこでジェファソンにしるアダムズにしるフランクリンにしる、宗教的にいつたいどういう立場であった

のか。少なくとも形式的には、ジェファソンはイギリス国教会の、アダムズは会衆派教会の会員だったと言っていていいと思います。フランクリンの場合には、彼はペンシルヴェニアですから信教の自由のあるところですが、彼は彼なりに宗教に関心を持って、例えば長老派の教会を覗いたけれど面白くなかったと書いています。しかし、先ほどふれましたイギリスから来たホイットフィールドという巡回牧師の説教は非常に面白かったというので、ホイットフィールドを自分の家へ招いたりしています。

それはともあれ、彼らは、そしておそらく大陸会議の議員の多くも、いわゆる狭い意味でのクリスチャンではなかった。形式的にはそうであつても実質的にはクリスチャンではなかったが、理神論者(Deist)と言いますか、一種のユニテリアンだったのではないか。要するに、神とキリストと聖霊との三位一体は認めないが、神の存在は認めるということでユニテリアンであつたと思います。そういう意味で、啓示とそれに対する信仰という関係ではない、むしろ自然法、自然の神、

それを理性で理解するという方であつたと思います。その点、啓蒙主義の影響を受け、ことにニュートンやロックの影響を受けているということは否定しえないと思います。

ところが民衆の方は、神とか創造主とか摂理という言葉が出てくると、彼らなりのキリスト教信仰の文脈の中でその言葉を受け止める。だから、例えば独立宣言の中にそういう言葉が出てきたときに、書いている方は理神論的立場で書いていても、受け止める方の民衆は、大覚醒以来の信仰の中で素朴に受け止めて共感を覚え、「やはりこの文章は、われわれの間には神様がいらっしやることを示している」というような非常に素朴な感じで、それが受け入れられていったというように、これも推測以外の何ものでもないですが、思われる次第です。そういう意味で、やはり結論的にはイギリスから別れるということはやむをえないのだと思うようになります。独立宣言の中の、イギリスの血縁にもいろいろ訴えたが、彼らは聞く耳を持たなかつたということころなど、センチメンタルなところですが、

読んだ人びとは感動したのではないかと思えます。そういう点からも、イギリスに親・兄弟がいても、やはりイギリスから独立せざるをえない、という気持ちになる。ジェファソンが後年ですが、この文章は“the mind of American people”アメリカ人の心というか気持ちを代表するべく意図して書いたのだと記していますが、やはり結果としては、独立宣言はアメリカ人の気持ちを表現していたのではないかと思えます。

三 独立後…USAの意味転換、

憲法修正第一条

そこで少し独立後のことに移らせていただきますが、独立という雰囲気の中で信教の自由とかそういうことが何となく一般的に受け入れられてきて、多文化性・多党派という勢いが強くなります。先ほど申し上げたヴァージニアでも、これもジェファソンの影響ですが、ヴァージニア信教自由法というのが一七八五年に成立しまして、信教の自由を正式に認めるということになりました。同法の訳文を読みますと、「何人に対しても、宗

教的礼拝に参列し、宗教的特定場所を訪れ、また教職に経済的支援を与えることを強制してはならない。何人に対しても、その宗教上の見解または信仰のゆえをもつて強制、制限し、妨害を加え、または身体もしくは財産に関して負担を課し、その他一切の困苦を与えてはならない。すべての人は、宗教についての各自の見解を表明し、これを弁護支持する自由を有する……」

というような条文があります。そういうことで、いろいろな教派、メソジストとかバプテストとか新しい教派がどんどん増えてゆき、他の教派も出てきてアメリカ特有の教派主義 (denominationalism) といいますが、そういうのが増えていく。会衆派の強いマサチューセッツですら、礼拝を守らなければいけない、それは各人の義務であるということを憲法で規定しますが、具体的にそれがどの教派の礼拝を守らなければならないということは規定していない。そういう意味で、ジョン・アダムズは、この憲法の下での教会のあり方というのは「もつとも穏和にして公正な宗教の公定である」というような表現を使っていますが、それこそ政教分離

が次第に広まりつつあったというのが実際のところでしょう。

そこで少し視点を変えますと、そういうふうにも多文化性が強調されてくると、逆に統合性も問題になるわけです。各植民地が独立し、ヴァージニアという国家 (ステイト) ができた、マサチューセッツという国家ができた。しかし、十三の国家が別々に存在したのでは対外的にはいかにも弱体です。したがって何らかの形で十三の国家が共同して存在し、行動する必要があるということになります。そこで、連合 (Confederation) という形が考えられ、United States of America という名称 (当時の文脈で直訳すればアメリカ諸邦連合ともなりましょう) が、独立宣言の頃に出てきます。その意味は、USA というものの意味は時代によって異なっていくのですが、なにも当初は一つの国家の意味ではなくて、複数の国家が連合した、そういう意味での連合の時代が続くわけです。そのうちにそれだけではやっていけない、独立した以上、対内的にも対外的にも一つの国家としての行動が必要とされてきます。その意味で、USA を

一國の形にしなければならぬ。しかし、それに対しては、地方の人びとの間でも反対があるのです。なぜ、せっかくイギリス帝国から各植民地が分離したのに、また新しい一つの国家を作らなければいけないのかということ、いろいろ問題が出てきます。

そういう連合と国家との一種の中間のあり方、妥協として出てきたのが、一七八七年に起草された合衆国憲法、USAの新しいあり方だったと思うのです。これは他の国と違って、はじめに各ステイト（国家）がある、そのステイトが一定の権限を中央であるUSAに委託（delegate）する。中央政府はその委託された権限のみを行使することができる。その権限は、憲法一条の八項に列挙してあり、「列挙権限」と日本語で訳されます。そういう一定の権限だけを、中央政府はできるといふ形の憲法です。それに対して、この憲法には権利の章典がついていない、およそ憲法というものには権利の章典がつくのが当前ではないか、各ステイトの憲法もそうである。USAの憲法に権利の章典がないのはおかしいということで、権利の章典をつけるという運

動が出てまいります。これは非常に大きな運動で、それに対して後に財務長官になるアレクザンダー・ハミルトンがこういうことを言っているのです。権利の章典が必要だと言われているが、この憲法本文それ自体が権利の章典なのだ。要するに中央政府はこれこれのことしかできない、他のことはできないという構造をとっているのであるから、そういう意味ではこの憲法自体が権利の章典なのだ、したがって権利の章典を今さら付け加えようということは、不要であるのみならず、むしろ危険ではないか。ということは、これしかできないという憲法に、新しくこれこれのことをしてはいけないという権利の章典を加えると、結局権利の章典が禁止する事項以外のことを、中央政府はできるといふことになる、というわけです。

日本国憲法というのは、主権のある日本国家の憲法の中にいわば権利の章典に相当する「国民の権利及び義務」という章を設けて、そこに何か条が書いてあるわけですが、アメリカ合衆国憲法はそういう構造ではなくて、元来これこれのことしかできないという構造

になつてゐるのに、さらにこれこれをしてはいけな
いと箇条書きされると、できないといわれている以外の
ことならでざる権限が出てくるのではないか。それは
危険だ、したがつてそんなものは入るべきでないとい
う、これは論理的な議論だと思ひます。しかし、雰
囲気としてはやはり権利の章典はつけるべきだとい
うのが圧倒的に多くて、権利の章典が憲法修正十カ条と
して一七九一年に制定されるということになるわけ
です。論理的、制度的にはハミルトンの言うように不
要であるにせよ、心理的、心情的にはやはり第一
信教の自由を謳つ、国教を否定するということは非
常に重要であつたのではないかと思ひます。

修正第一条の訳を念のため申し上げますと、「連邦議
会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な
行為を禁止する法律…を制定することはできない」と
書いてあり、政教分離が制度的に明白に確認されたわ
けです。ただし、この条項がなくても、憲法本文だけ
でも、論理的に言つてそういうことはできないわけ
です。法律的にはなくてもよいかもしれませんが、やはり

はつきり書いてある方が、心理的には訴えるという点
は確かであると思ひます。

そういうことで、信教の自由は広まつて、そこでま
ずまず多くの教派(denomination)が出てきて、いわゆる
アメリカ特有の多教派主義が盛んになっていくわけ
です。ごく最近『創文』という雑誌をみていたら、聖
学院大学の深井智明さんという方が「宗教の市場化」と
いう言葉を使つていらつしやるのです。私ははつと思
つたのですが、納得の行くことですね。いろいろな宗
教・教派が宗教市場に登場してきて、そこで自由競争
をやつて、あるものは強くなるし、あるものは人び
とに訴えるものが少ないので消滅してゆく。そういう状
態が広まつてゆくというのが現実のところではないか
と思ひます。

おわりに

終わりに少し言わせていただくと、最初に申し上げ
たようにアメリカを考える場合に、広い意味の多文化
性、それを「自然の構造」と関連させたのですが、そ

それはそれとして、アメリカ社会は多文化社会である。しかし、それだけに逆に、それをどうやって人為的に統合するのか、あるいは多文化社会の中に生きる人たちに、アメリカ人としての帰属感 (sense of belonging) をもたすにはどうしたらよいかという点が、常に課題になつてくるのではないか。要するに、日本社会のように空間的に狭く、時間的に長く、人種的にはお互いにご縁があるというような関係で、何となく最初からコミュニティがあるような社会に対して、アメリカの場合には空間的に広くて、時間的に短くて、家族も広いからほとんど移住していくということ、縁というものもなかなかできないような社会で、いったいどうやってコミュニティを形成していくのかという問題は、やはりアメリカの歴史をみているとかなり切実な問題としてあるのではないか。そこで、一六二〇年のピルグリム・ファーザーズを思い出しますと、メイフラワー契約を作ったことに対して、何かそれを神聖化して、信仰のいたすところ云々という解釈があります。しかし、あの百一人というのは、決してピューリタンだけ

ではないのです。半分近くはピューリタンですが、半ば以上はピューリタンではない、むしろ宗教的にはアングリカンの人が多かったと思います。そういう意味では、お互いによそ者同士の集まりだと言えます。それが新しい土地で、新しく生きていくためには、そこであるコミュニティを作らなければならぬ。どうしたらコミュニティができるのか。そこで話し合つて一つの契約を結ぶ、それがメイフラワー契約だったので

す。ただし、そういう人為的に結びつき合うだけでは安心できない。どうしてもそこに「神」という絶対的なものの存在を背景にもちたい。したがってメイフラワー契約の場合も、「神の前で」という表現があります。神と共にとは書いてありませんが、神の前で自分たちは契約を結ぶのだ。神様は見えていらっしゃる、その下で契約を結ぶのだという気持ちが表示されています。まさに「神」という存在がそこで必要とされているのです。そこで、話とはびますが、現代アメリカ社会で、*One nation under God* とか *“God bless America”*、*“We trust in*

God”あるいは“In God we trust”ということが日常的に

使われるようになる。例えば五セント、一セント貨幣

にも“In God we trust”が刻まれ、終始ポケットの中に

「神様」という言葉が入っているようなことになる。他

方、大統領の演説の中でも、ブッシュなどことにそう

ですが、“God bless America”とか、「神」がよく登場し

ます。なにか自分たちの背後に神様がおられるという

前提が何となく存在しています。そこで問題は、いつ

たい絶対的の神を前提として自分たちはここにいるとい

った場合に、絶対的な神と自分たちとの関係はどうな

のか。自分たちは絶対的な神の前では相対的存在であ

る、キリスト教的にいえば罪人つみびとだという意識なのでし

ょうか。それとも逆に絶対的な神と自分たちとの関係

は、制度的には分離しつつ、心情的には融合して、神

が自分と共におられるのだ、我々の背後に神がいるの

だ、我々のやっていることは神の御旨だというような

自己絶対化へつながっていくのでしょうか。現在のと

ころ、不幸にしてこの自己絶対化の傾向がなきにしも

あらずのようですが、ということでも長くなりましたが、

つたない話をこれにて終了させていただきます。

(さいとう まこと／東京大学名誉教授)

(本稿は二〇〇五年七月二十一日の研究会での
報告内容に加筆いただいたものです)